

水産政策審議会企画部会  
第50回議事録

水産庁漁政部漁政課

# 水産政策審議会第50回企画部会

## 1. 開会及び閉会日時

開会 平成26年8月22日(金)午後3時01分

閉会 平成26年8月22日(金)午後4時17分

## 2. 出席委員

(委員) 來生 新 木場 弘子 長瀬 一己 長屋 信博 馬場 治

山下 東子 山根 香織

(特別委員) 安部 敏男 志賀 基明 高橋 健二 千葉 康則 濱田 武士

安成 椰子 山田 峰人 渡邊 朝生

## 3. その他出席者

(水産庁) 水田漁政部長 枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 高吉漁

港漁場整備部長 菅家企画課長 他

## 4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第50回企画部会  
議事次第

日 時：平成26年8月22日（金）15:01～16:17

場 所：農林水産省4階「第2特別会議室」

1 開 会

2 議 事

(1) 「平成26年度水産白書の作成方針等」について

(2) その他

- ・農林水産省気候変動適応計画推進本部の設置について
- ・EU向け輸出体制の抜本的強化について
- ・内水面漁業の振興に関する基本方針の策定について
- ・その他

3 閉 会

## 目 次

1	開 会	1
2	「平成 26 年度水産白書の作成方針等」について	2
3	農林水産省気候変動適応計画推進本部の設置について	9
4	E U 向け輸出体制の抜本的強化について	1 1
5	内水面漁業の振興に関する基本方針の策定について	1 4
6	その他	2 0
7	閉 会	2 1

○企画課長 では時間でございますので、ただいまから水産政策審議会第50回企画部会を開催したいと思います。企画課長の菅家でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画部会の開催に先立ちまして、御報告がございます。

水産政策審議会令第6条第2項の規定による審議会会長の御指名によりまして、このたび全国内水面漁業協同組合連合会理事の長瀬委員、それから全日本釣り団体協議会常務理事の千葉特別委員のお二方が企画部会の御所属の委員として新たに加わることとなりました。

本日、長瀬委員、千葉特別委員が御出席されておりますので、簡単に御紹介を申し上げます。

長瀬一己委員でございます。

○長瀬委員 長瀬です。よろしくお願いいたします。

○企画課長 千葉康則特別委員でございます。

○千葉特別委員 千葉です。よろしくお願いいたします。

○企画課長 これによりまして企画部会の委員は、合計で10名となります。本日は、そのうち6名の委員の方々が今御出席でございます。馬場委員がちょっとおくれる予定でございますけれども、定足数は満たしておりますので、本日の企画部会はきちんと成立をしているということを御報告申し上げます。

それから、特別委員の皆様におかれましては、12名中8名の委員の方々が御出席をされております。

水産政策審議会につきましては、審議会議事規則第6条に基づき公開で行うこととなっております。また、第9条に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

では、本日の配布資料の確認に移りたいと思います。

お手元の資料につきまして配布資料の一覧表がございます。資料1、2、3、それから資料4の4-1、4-2、4-3と合計6点の資料がございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、開会に当たりまして、まず水産庁漁政部長の水田から御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 先月の22日付で水産庁の漁政部長になりました水田でございます。前任の柄澤部長同様、よろしくお願いいたしますと思います。

水産政策審議会の第50回の企画部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、本日御出席の委員の皆様、また特別委員の皆様方におかれましては、日ごろから水産政策の推進に当たりまして大変御協力をいただいているところでございまして、この場をおかり申し上げまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、平成26年度の水産白書に関して開催される第1回目の企画部会ということでございますので、特集テーマの選定を初めまして、白書の作成方針、あるいはスケジュール

等々につきまして御審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

水産白書、御承知のように我が国の水産業の動向、施策の内容について記述するものでございまして、国民の一般の皆様方に水産業について、あるいは水産施策について理解を深めていただく上で非常に大きな役割を果たす文書であるというふうに認識をしているところでございます。また、そういったものでございますので、水産施策を展開していく上でも大変重要な意義を有するものでございます。

今年度の白書につきましても、昨年度同様、重要テーマにつきまして、よりわかりやすいものとしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、本日は白書以外に水産施策に関しまして、EU向けHACCPの関係ですとか、内水面漁業の関係ですとか、水産庁より幾つか御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日、限られた時間ではございますが、活発な御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして御挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○企画課長 では、ここより山下部会長に議事進行をお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。本日、ただいま水田部長のほうから御紹介がございましたように、企画部会としては第50回目、また平成26年度の水産白書としては第1回目という水産政策審議会企画部会にお集まりくださいます、ありがとうございます。

この夏というのは、本日も暑うございますけれども、猛暑とそれから猛雨に非常にさいなまれる夏になっております。既に人的な被害というのも報道されておりますけれども、今後、内水面、あるいは漁海況に何らかの影響が及ばないかというふうに心配をしているところです。

もし、何かがございましたら、事前に早目に関係の皆様のお協力を得まして、被害等最小限に食い止められるようにというふうに願っておるところでございます。

それでは、着席をして議事に入らせていただきます。

本日の議題でございますが、「平成26年度水産白書の作成方針等」について」と「その他」となっております。

まずは、事務局から「平成26年度水産白書の作成方針等」についての資料の説明をお願ひいたします。

○企画課長 では、資料1という紙をごらんいただきたいと思ひます。

「平成26年度水産白書の作成方針・スケジュールについて」というタイトルでございます。

平成25年度の水産白書につきましては、委員、それから特別委員の皆様方から有益な御意見をたくさん頂戴いたしまして、おかげさまで各方面から非常に評判のいい白書ができ

上がったわけでございます。26年度の水産白書の作成につきましても、ぜひとも貴重な、有益な御意見をたくさん賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、1番の「平成26年度水産白書の位置づけ」というところでございますが、御案内のとおり、この白書というのは水産基本法第10条というのに基づいて毎年政府が作成して閣議決定をして国会に提出をするというものでございます。その内容は、26年度につきましては、大きな構成としては例年どおり、まず①平成26年度の水産の動向、それから②平成26年度に講じた水産施策、③平成27年度に講じようとする水産施策という三部構成にいたしたいというふうに考えております。

2番の「作成方針」のところでございます。

(1)「水産の動向」のところでございますけれども、「基本的な考え方」といたしましては、水産白書は、国民に対して水産をめぐる動向について情報提供する重要なツールであり各年の最新の動きを適切に反映させることとして、次の①から④にあるような内容を基本としてつくってまいりたいと考えております。

①、「分かりやすく」を旨として、写真・図表、用語解説、こういったものを多く用いるとともに、簡潔で平易な記述とするということでございます。

26年度の白書につきまして、特に水産関係の業界紙の皆様方から非常にわかりやすいというお褒めの言葉をいただいたところでございまして、こういったところもしっかりできているのかなというふうに思っている次第でございます。

②は、水産施策上重要な特定のテーマについて掘り下げた分析を行う「特集」を設けて、これを第Ⅰ章とするということでございます。

③では、我が国漁業を巡る一般的な情勢を分析する一般動向編というのを第Ⅱ章として記述をするということでございます。

④、なお、水産に関する最新の動きにつきましては、適宜本文の中でコラムというものを設けて記述をしてみたいというふうに考えております。

それから、次の「構成」というところでございます。

この第Ⅰ章の「特集」といたしまして、26年度においてはこういう内容としたいということになりますけれども、最近では御案内のとおり、ニホンウナギ・太平洋クロマグロの資源状況、カツオの不漁、捕鯨をめぐる状況、資源のあり方検討会の開催等、水産資源の状況やその管理に関する関心が非常に高まっているところでございます。

こういったことを受けまして、26年度の水産白書におきましては、「我が国周辺の漁業資源の持続的な利用」と、こういったことをテーマとして、漁業資源や漁場環境の過去からの変化と現状、資源管理の歴史と現状、諸外国の漁業と我が国漁業の比較分析、こういったことを通じて、漁業の持続的な発展について必要な対応策について記述をしていくこととしたいというふうに考えております。

具体的な構成案につきまして別紙1というのが3枚目につけております。

構成案として、第1節から第4節まで節を区切りまして、第1節としましては、我が国

周辺の漁業資源の沿革と現状と。

第2節におきましては、漁業と資源管理の歴史。

第3節におきましては、諸外国における漁業の発展と我が国の漁業。

第4節におきましては、我が国漁業の持続的発展のためにという、こういった構成立てを考えております。

ちなみに、御参考までに次のページの別紙2というところには、これまでの水産白書の特集のテーマということを書いてございます。委員の皆様方御案内のとおり、25年度のものにつきましては、養殖業について整理をさせていただいたというところでございます。

また、2ページにお戻りをいただきたいと思っております。

2ページの②、第Ⅱ章「一般動向編」というところでございます。

これは、毎年度同じ——同じというか定点観測的な内容になるわけでございますけれども、資料としての継続性の確保の観点から、25年度水産白書と基本的に同じ内容・章立てとすると。ただし、特集と重複するもの、平成25年に突発的に生じた事項につきましては外すと、改めて記述することはしないということとしたいと考えております。このため、26年度の白書につきましては、資源管理及び漁場環境に特化した節というのは「一般動向編」には設けずに、第1節の「我が国水産業をめぐる動き」などで記述をしたいというふうに考えております。

具体的な構成案としては以下のとおり、第1節、我が国水産業をめぐる動き、第2節、水産物の消費・需給をめぐる動き、第3節、水産業をめぐる国際情勢、第4節、安全で活力ある漁村づくり、第5節、東日本大震災からの復興に向けた動きと、こういったことに分けてそれぞれ節を設けて記述をしてまいりたいというふうに思っております。

(2)「水産施策」についてということになります。平成27年度に講じようとする水産施策については、水産基本計画の項目に沿って平成27年度の予算の内容について具体的に整理をしていきたいというふうに思っております。

作業のスケジュールといたしましては、昨年同様、5月中下旬の閣議決定を目指して作業を進めることとしたいと考えております。なお、可能な限り「食料・農業・農村白書」、それから「森林・林業白書」と並行して作業を進めてまいりたいと考えております。

具体的な作業のイメージを右側の第3ページのところに記述しております。

まさに本日キックオフと申しますか、その特集テーマ、作成方針、作業スケジュールにつきまして御審議をいただきたいというふうに思っております。

それから、本日御議論をいただいて固まった大まかな方針に基づいて、私ども骨子案をつくりまして、それを11月の中旬に御審議をいただきたいと。

それから、来年2月の中旬に第一次案の審議、それから4月上旬に第二次案の審議ということで5月中下旬の閣議決定・国会提出・公表という段取りで運んでまいりたいと考えております。

簡単でございますが、私から以上で説明を終わりたいと思っております。



○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明のありました資料について御審議いただきたいと思いますが、時間の制約もございますので、2つのパートに分けて進めたいと思います。

まず最初に、作成方針全般について御質問を含めて発言をいただきまして、その次に特集テーマについて提案をいただくように進めていただきたいというふうに思います。

それでは、作成方針全般について御意見等はございますでしょうか。

安部委員。

○安部特別委員 去年も同じような質問をしたかもしれませんが、いわゆる白書について、今年度大体何部つくられて、どういうふうに活用・配付されて、予算は幾らぐらいあるのか、わかる範囲でお答えいただければと思いますけれども、お願いします。

○山下部会長 お願いします。

○企画課長 25年度の白書につきましては全部で2,500部作成をいたしまして、現在1,700部がお配りをして、はけているという状況でございます。

それから、ホームページのほうにもアップをしておりますので、物理的にお配りしている以外にも、適宜そこにアクセスしてごらんいただいている分というのは、これ以外にまたたくさんの方にごらんいただいたり御利用いただいているものというふうに考えております。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

○安部特別委員 一部は市販されているんですね、刊行物で。

○企画課長 市販だけで2,500ということになります。

○山下部会長 それでは、高橋委員お願いします。

○高橋特別委員 基本的な考え方はこれで結構なんですけれども、昨年度の白書は、いわゆる玄人好みというんですか、何かそういうふうな方向だったと記憶をしていますが、来年の白書については、①で「分かりやすく」と書いてあるとおり、若干玄人オンリーじゃなくて不特定多数の人がわかりやすく見ていただけると、こういうふうな趣旨でつくるという理解でよろしいのでしょうか。

○山下部会長 お願いします。

○企画課長 25年度の白書もわかりやすくつくったつもりでありまして、いろいろ図表とか具体例を引いたコラムとかがあって、水産関係の業界紙の記者さんなんかから「非常にわかりやすくてよかったよ」といろいろお褒めの言葉もいただいたところではあるんですけども、よりわかりやすく26年度につきましてもやっていきたいと思っております。

○山下部会長 わかりにくかったですか。

○高橋特別委員 以前だったんですか、中学生ぐらいのレベルでつくりたいという話があったんです。それ以降、また昔に戻るといいますか、そういうふうな状況が続いていたので、できるだけわかりやすく国民の皆さんに知ってもらおうということが非常に大切なことなんだと思いますので、その辺はまたもう一步進めてやっていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。では、木場委員お願いします。

○木場委員 どうもありがとうございます。

2の「作成方針」の一番最後のところなのですが、「トピックスは設けない」ということが括弧書きでありました。コラムもトピックスもやわらかい形でいろいろなエピソードを入れて一般の方には非常になじみやすい表現だったと思うのですが、「トピックスは設けない」ということにした主な理由というのは、どういうところにあるのでしょうか。

○企画課長 トピックスを設けると、そこだけにフォーカスされてしまいがちなところがちょっとあったんじゃないかという過去の反省もございまして、いろいろコラムについて水産行政満遍なく具体的に關心を持っていただけそうなネタについてわかりやすく書いて、御紹介をしたほうがよりいいのかなと考えております。

○木場委員 では、コラムのほうで集約してわかりやすくということで。

○企画課長 はい。

○木場委員 ありがとうございます。

○山下部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、今度は特集テーマについて御意見をお伺いしたいと思います。

平成26年度の特集テーマ「我が国周辺の漁業資源の持続的な利用」ということで事務局のほうから御提案をいただき、その構成案もカラー刷りでお示しいただいているところでございますけれども、これについてはいかがでございましょうか。

安成委員。

○安成特別委員 今年は、資源管理のあり方検討会を初め、議論が対立する場面が多かったためか、マスコミの注目を集め、一般にも關心を呼びました。先ほど高橋委員が、中学生にもわかりやすくというようなお話でしたが、とくに、資源管理に関しては、資源評価や漁業管理のあり方などいろいろな要素が多岐にわたって入り組んでいます。それをきちんと平易に整理するというのはとても意欲的な試みで大変重要なことです。ただ、それをわかりやすく表現するために、かなり端折った言い方をすると、ひどく誤解を招く場合があるので、ここは丁寧に気を使って、全体が本当にクリアにわかるような説明をお願いしたいというお願いです。 マスコミなどの引用では、最初のまくらことばが重要なので、自分の主張に都合の良い枕詞、例えば、「日本の資源だけが世界に比べて非常に悪い・・・」などが、使われ続けると、その言葉が実態であるかのように、まかり通ってしまいます。そういう誤解を招かない工夫をして頂きたい。 それから、一般の人を読み手に想定した場合、全文は、第1節から第4節までページ数がどれぐらいかわかりませんが、過去からずっと物事を書いていくと、一番最後まで読み通せないことが往々にして起こりがちです。これを防ぐための工夫としては、まず、要旨を先にまとめて書いて、それから、時代を追って、問題を解き明かしていくような、そんな手法をとっていただくと物事ははっきりするのではないかと思います。 ダイジェスト版があるにしても、本文のなかの工夫につい

てもできるかぎり、一目で分るようなような注意を払って頂きたいという、これは要望で  
ございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに。

山根委員お願いします。

○山根委員 資源の現状と持続的な利用ということにつきましては、過去水産白書のテーマとして何度か取り上げられているように見受けますので、できましたら、こういった今までのテーマとして取り上げたところのまとめ等を振り返って確認をして、それを踏まえてさらなる発展施策について記述していくという、そういう流れになるといいというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

來生委員、お願いします。

○來生委員 「我が国周辺」という「周辺」の定義といますか、「排他的経済水域」までって、「領海」と「排他的経済水域」というふうに考えるんですか。

何でそんなことを聞くかという、特集テーマの2ページの頭のところに、「諸外国の漁業と我が国漁業の比較分析を通じ」とありますよね。「比較分析を通じて」というのの詳しい説明が別紙1についているんですけれども、そのところで近隣の諸外国、特に中国なんかの漁獲量が増加している理由とその結果発生している諸問題について考察をすることになっていて、漁業管理制度については資源管理が進んでいる欧米といますか、先進国について、その分析をするというふうに書き分けられているような気がするんです。

我が国の資源管理の状況をいろいろ外国と境を接するところでいろいろな紛争が起きかかっているということとの関係で言うと、近隣国の資源管理の制度がどうなっているのかということもかかわってくるような気がするんです。

ですから、そこいら、余り厳格に漁業管理制度については「欧米先進国」というふうに限定をしないで、少し日本の資源管理の制度と実態との関係で近隣との比較がうまくできるような工夫をしていただけたらよろしいのではないかという気がいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。後で周辺とはどこかをお答えいただくといたしまして、今質問、あるいは御意見で手が挙がっておられる委員の方がいらっしゃいましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今回の白書で資源管理を取り上げられるということは、今世の中の関心が高まっているところからでございますから、これは大変いい特集の企画ではないかというふうに思います。

ただ、現在、今この資源管理についてさまざまな議論が行われているわけですが、この

間のあり方検討会もそうなのですが、偏った議論、特にこの五、六年間においては、ある1つの管理の手法をめぐって、これをよしとするのか、これを悪しとするのかという、こういう非常に偏った議論だけが行われているということに問題があるんだと思っております。

一般の方々にも、この海の資源の管理というものについて御理解をいただくためには、幾つかのパターンがあるんだということを、そこは資源の特性であったり、それからそれをとる漁法であったり、または漁場の持っている環境であったり、こういうものをどう勘案して、私は資源の管理のパターンというのが幾つかあるんだと思っております。ここは、もう我が国においては歴史を書きただけのように、相当古くからこういうものについてはそういうものを勘案しながら、さまざまな管理の手法を捉えてきた。それがまた試行錯誤の上でいろいろ改良されてきたということがあって、この段階でもう一步、国民の方々がここまで関心を持っていただいたんだとしたら、そういう方々にもわかりやすく、「こういうものについてはこのパターンなんだよ」と、「このパターンについてはこういうふうな現実的な取り組みがあるんだ」というふうなことがわかるようにぜひしていただきたい。そういうふうな整理をぜひこの中でやっていただいたら、一般の方々も、いろいろな資源の管理についての意見をもらえるものをつくっていただきたい、そういうふうに思っております。よろしくお祈りします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊特別委員 資料1の1ページの一番下のところに関心が集まっている魚種等としてニホンウナギ等を挙げられていますけれども、これらはかなり厳しい状況があつて、どうなるんだろうというようなところで非常に関心が高いという形になっていると思うんですが、そういったものを特集の中では取り上げていかざるを得ないんだろうと思うんですが、そのときに、厳しいんだけどいろいろな管理の手法、そういったものを講じたときにどういう未来が見えるのかと、そういったところをうまく示していただければ、我々としても非常にありがたいなというところがございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

今何人かの委員の方々から御意見、そして質問もいただきましたけれども、こちら事務局のほうでこのあたりで何かお答えなどしていただければと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長 各委員の皆様から御意見いただきまして、ありがとうございます。

いただいた御意見をできるだけ反映した形で素案をつくりまして、また皆様方に十分御議論いただきたいと、御審議いただきたいというふうに考えております。

それから、我が国周辺水域というお話がございましたけれども、その心としてはE E Z

のところぐらいまでに力点を置いて考えていきたいということではございます。いずれにしましても、また案をお諮りして、十分御審議いただいて御意見を頂戴したいというふうに考えております。

以上です。

○山下部会長 このあたりでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、本件の審議はこの辺で終わらせていただきます。事務局のほうには、ただいま出された意見等を踏まえて白書の作成に向けた作業を進めていただきますようお願いいたします。今度我々見せていただくのは11月ということですので、たっぷり時間がありますので、楽しみにしたいと思います。

続きまして、「その他」についてでございますけれども、事務局より報告事項が3点ございます。

1点目「農林水産省気候変動適応計画推進本部の設置について」、2つ目は水産庁が取り組んでいる「EU向け輸出体制の抜本的強化について」、最後は「内水面漁業の振興に関する基本方針の策定について」でございます。「その他」と言いながら、どれも重いテーマでございますけれども、この順番で最初に「農林水産省気候変動適応計画推進本部の設置について」報告をお願いいたします。

○参事官 増殖推進部参事官の生田でございますが、私のほうから報告させていただきます。

お手元の資料の資料2に従いまして御説明を差し上げたいと思います。

「農林水産省気候変動適応計画推進本部の設置について」ということで、この水政審の部会の日程の都合上、報告がおくれてしまいましたけれども、今年4月に気候変動の適応計画の推進本部を農林水産省といたしまして設置したところでございます。

今年の3月にIPCC、気候変動の政府間パネルが行われまして、横浜で開催されましたが、その第5次評価報告書の中に「温室効果ガスの影響による気候変動、温暖化というのは疑う余地がない」というようなことが書かれておりまして、このためには対策として、社会を災害であるとか食料の問題について社会システムを気候変動にいかに対応させていくかという計画が必要であるということが捉えられているわけでございます。これをもちまして、農林水産省といたしましても、こういった食料生産につきまして農林水産業をいかに対応していくかということについて議論をするということで、この推進本部を設置させていただいたところでございます。

そして、1枚めくっていただきまして、農林水産省の気候変動適応計画推進本部の体制といたしましては、本部長に小里政務官を置きまして、そして農水省の中の幹部でこの本部を形成しているところでございます。

さらに、この具体的な検討を進めるために、下に書かれています検討チーム2つを設けておりまして、1つは「適応策等の実施に向けた施策の展開検討チーム」ということで、これは日本の農林水産業、こういった気候変動に対応させていくための行政施策について

検討するチームということでございます。

もう一つは「気候変動による影響評価及び研究開発検討チーム」ということで、これはどのような技術開発がこういった社会の適応を進めるのに必要であるかというようなことを検討するチームでございます。

そして、この2つのチームの中で今検討を進めているところでございますが、1枚めくっていただきまして、ここに具体的な検討スケジュールが示されております。

本部は今年の4月に設置されたわけでございますが、これまで右に書いてある「農林水産省」の枠の下にある「第1回気候変動適応計画推進本部」が開催され、その下の「食農審地球環境小委員会等」ということで、食農審、それから林政審、それから水政審——水政審の検討委員の先生方にも一部参加していただきましたが、地球環境小委員会合同会議というものを2回ほど開催しております、その中で気候変動適応策をどうしていくかということが議論されているところでございます。

今後、3回の推進本部会議を開催しまして、当省において農林水産業の気候変動計画をとりまとめて、政府全体のとりまとめを行う環境省の中環審の下にある小委員会でございますが、そこと連携して来年の夏ごろを目途に政府全体の適応計画を閣議決定するという、そういう予定で進めております。

この推進本部の中での議論につきましてはただいま進行中でございますが、必要に応じまして、適宜この場をお借りして報告したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

馬場委員。

○馬場委員 私、この地球環境小委員会に出ておりますけれども、渡邊委員さんも出ておられますけれども、水産の側から発言する場面も余りないんですけれども、委員の方の発言がほとんど技術的な部分に向けていて——というのは、温暖化に向けて品種の改良であるとか、あるいは漁場の移動であるとか、そういう部分に向けていますけれども、例えば水産で言えば保険制度だとか、また別の面での見直しが必要になっているんだと思います。大災害の発生頻度というのは明らかに上がっているということは、世界の保健機構も指摘しているところですので、今の保険の危険率では当然もう破綻すると言われております。もちろん、大もとが変われば、水産の共済制度等も見直しをせざるを得ないと思いますけれども、その部分での論点も加えておいていただかないと、今の小委員会の視点ですと、ほとんど技術的な部分なので、少し偏りがあるのかなと思っております。

意見ですけれども。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

では、お返事いただけますか。

○参事官 私も会議に参加させていただいておまして、馬場先生からもそのような御指摘を受けておりますけれども、確かに今の段階で議論されている中では、そういった技術的なものというものが非常に多うございますけれども、今後行政施策をどうしていくかということも小委員会の中で検討される予定でございますので、そういった中で御意向も反映できるように努めてまいりたいと思います。御意見いただきどうもありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、もし、この件について御質問等ございませでしたら、2つ目の件に移りたいと思います。

水産物の「EU向け輸出体制の抜本的強化について」御報告をお願いいたします。

○加工流通課長 水産庁加工流通課長の杉中と申します。本日はよろしくお願いたします。

資料3に基づいて御説明をさせていただきます。

水産物の輸出につきましては、2020年までに2012年段階の1,700億円から3,500億円に倍増させるという計画を立てているところでございます。その中でのプライオリティーが高いものの一つが輸入国の衛生基準、特にHACCPに対応していくということが大きな課題となっております。

それにおきまして、これまでに新しい対応を決定したもの、またこれからも対応を検討するものということをあわせて、この機会に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず資料の1ページをごらんください。

若干説明になりますけれども、HACCPというのはFAOとWHOが合同でつくっているCODEXという食品安全の規格をつくる委員会から発表されているシステムでございます。

HACCPはハードの基準と誤解されることが多いんですけれども、これ自体は食品安全を確認するためのソフト的な取り組みでございまして、もともと食品の製造工程上の危害を分析する「Hazard Analysis」を行って、その中で特に重要な管理が必要な点「Critical Control Point」を定めて、その点を重点的に監督し、記録していくというものでございます。

ところが、HACCPを実施するに当たって前提となる、下側の真ん中に書いている(2)のような施設の要件というものがございまして、これは日本の水産加工施設では全て対応できているという状況にはなかなか言えないということがございます。一方で、世界的に見た場合には、HACCPを前提とする食品衛生の仕組みというのが主流になりつつあります。

右側に書いているように、アメリカ、EUは、既に水産物ではHACCPは義務化され

ております。アメリカは、さらに加えて、今は食品安全強化法という法律を新しくつくって施行準備をしております、それによって全ての食品がHACCPを前提とするということになっております。

それから、近国でも台湾、韓国などは水産物については国内では義務化されているという状況でございます、日本はまだ義務化されていないということがあって、その対応の違いが輸出に向けてのハードルの一つとなっております。

特にEUにつきましては、ほかの国と比べても非常に厳格な規格を持っておりまして、その1つとしてフードチェーン全体、加工施設だけではなくて全体での対応が必要ということが求められております。

2ページをごらんください。

水産物の輸出のためには、HACCPの対応施設を増加していくということが必要なんです、左下を見ていただければわかりますけれども、対アメリカのHACCP施設というのは比較的順調に増加をしていますが、対EU向けというのは、現在29施設と非常に少ない状況でございます。これは世界的に見てもらえるよう真ん中に書いてあります。アメリカなんかは1,000施設と、中国でも600の施設がEU・HACCP対応ですけれども、それに比べると日本の対応というのは非常におくれています。

そういう観点から、24年及び25年度補正予算におきまして、HACCPを導入する前提となるような施設の改修についての支援を行ってきたところでございます。ただ、この施設を改修したということとHACCP認定されるということとは違いますので、認定する体制自体を強化していく必要があります。

3ページをごらんください。

このような状況の中で、現在認定を行っている厚労省、及び政府全体で議論をしたところでございますけれども、結論といたしましては、現在認定を行っている厚労省・保健所に加えて、水産庁もEU・HACCPの認定主体となるという決定をしたところでございます。現在そのための認定体制の準備を行っております。

先ほど言ったように、EUは加工施設の認定だけではなくてフードチェーン全体の対応が必要ということがございますので、この①から④に書いているようなフードチェーン全体での取り組み強化というのを進めていきたいというふうに考えております。

個別に説明をさせていただきます。4ページをごらんください。

ただいまEU・HACCPの認定の体制づくりを準備しているところでございます。詳細は説明をいたしませんけれども、まず水産庁としての民間の機関をできるだけ活用していくという観点からパートナーとなるような機関でスクリーニングを行う。それから、水産庁におきましては、役人だけではなくて民間の有識者の知識も活用していくということから認定審査委員会というものをつくって対応したいというふうに考えております。

現在、その体制整備に向けて必要な通知の準備をしておりますけれども、今年の秋中には審査を開始できるというような体制をつくりたいというふうに考えております。



政府全体としては、今後5年間で100施設のEU・HACCPの認定を行っていくという目標をつくらうというふうに考えております。

それから、フードチェーン全体ということで5ページをごらんいただきたい。

先ほど言ったフードチェーン全体でHACCP基準を満たすことを要求しておりますけれども、もう一つの課題は、実はEUの産地市場の登録です。産地市場の登録をされている施設が今ゼロであると。これはどういうことかということ、産地市場に水揚げされる日本の魚というのは、今EU向けに輸出できないということでございます。そういう意味では加工施設の認定とあわせて産地市場の登録を進めていくということが重要でございます、今そのためには何が問題なのかという勉強をしているところでございます。

その中でわかってきたことというのは、日本の市場とヨーロッパのいわゆる産地市場とでは様子がだいぶ違って、日本のように全ての魚を競り場に水揚げして陳列して競りを行うというようなことが、必ずしもEUでは行われていないということから考えると、日本の産地市場に合った登録基準のあり方というのを検討する必要があるというふうに考えております。今必要な検討を行ったものをガイドラインとして出したいというふうに思っておりますけれども、もうしばらく作業が必要かと思えます。

できれば、後の企画部会の場でその結果について報告をできればというふうに考えています。

6ページでございますけれども、有望な輸出品目としましては、ホタテ、カキ等の二枚貝がございまして、ホタテ、カキ等については、生産海域の水質のモニタリングをして、貝毒等を防止すると、そういうことが必要になってきます。そういう意味では、地域の取り組みというのが輸出に直結するというものでございます。今北海道と青森は生産海域のモニタリングというのをしておりますけれども、そのほかの地域では行っていません。例えば、岩手、宮城などは、ホタテ、カキ等の有望な産地でございますけれども、海域モニタリングを行っていないために輸出できない状況でございます。この地域での生産海域の管理のあり方についての適切な対応策を検討したいというふうに考えております。

7ページでございますけれども、同じように漁船と養殖場についても、EU・HACCPを満たすための登録基準がございまして、これは都道府県の水産部局が登録のための作業を行っておりますけれども、その登録の審査の迅速化を図って欲しいという要望が出ています。それについては、今年の6月に標準処理期間というのを定めて、30日間で申請から登録を行うということを目指して作業するという通知を发出させていただいたところでございます。

それから、最後、8ページでございますけれども、輸出を増やしたときに考えなければならないのは、事故が起きたときのリコールの対策と、そういうものを考える必要があります。

ここで、漁船であるとか養殖場まで生産履歴がさかのぼれないということになると、どこでつくったものかわからないので、最悪の場合はその品目全体の輸出がとまってしまいます。

そういうこともございますので、輸出を増やしていくに応じて増加するリスクを減らしていくためには、ロット単位でのトレーサビリティができるという体制をつくっていく事が必要です。もともとHACCP自体は、原料段階までのトレースバックができるということが条件になっておりますので、そういったトレーサビリティを導入していくということの水産庁も入って共通的なあり方を考えていきたいと考えています。

特に、左下に書いてあるようにアメリカは、食品安全強化法の施行を準備しておりますけれども、リコール関係であるとかトレーサビリティ関係の規定というのが非常に充実されておまして、対米輸出については、今後リコールというのが頻発する可能性があるというふうに我々も考えております。それらに対応できるようなガイドラインづくりについて検討したいと考えています。これにつきましても、現在作業中でございますので、今後内容ができた段階で御報告をできればというふうに考えております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

なかなかこれから大変な作業が待っているように思えるんですけども、関係の皆様、あるいは何か御質問などございましたら、お願いいたします。

安成委員、お願いします。

○安成特別委員 質問ではありませんが、EU・HACCPの認定は厚労省だけでなく、前々から水産庁にやってほしいと言う要望があり、水産加工業界の長年の悲願でした。ようやく実現にこぎつけたことは、希望の光であると思います。大変だとは思いますが、遅れを取り戻すべく、迅速にしっかり結果をだしていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、この件については終了いたしまして、次に最後になりますが、「内水面漁業の振興に関する基本方針の策定について」説明をお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の保科です。

資料の4-1、4-2、それから4-3に従いまして御説明をさせていただきます。

本年の6月20日ですけれども、新たに内水面漁業の振興に関する法律というのが成立をいたしまして、6月27日に公布・施行されています。この法律に基づきまして、農林水産大臣が内水面漁業の振興に関する基本方針を定めるというふうになされまして、その策定に当たっては水産政策審議会の意見を聞くというふうになったところです。

そこで、今日は内水面漁業をめぐる状況、それから内水面の新しい振興に関する法律の概要と基本方針の策定のスケジュール等について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、内水面漁業ですけれども、資料4-1をごらんいただきたいと思います。

1ページめくっていただくと写真が出てございますけれども、内水面というのは海面以外の陸に囲まれている湖沼ですとか河川、それからここにありますような養殖池で行われ

ているような養殖も含めてということでございますけれども、地域ごとにごらんのような河川のアユやなとか刺し網、あるいは湖沼の、ここでは沖びき網という、これは琵琶湖の漁業で底びきみたいなものなんですけれども、漁船漁業でアユとかモロコとかをとっているということですが、こういった漁業。それからシジミ漁ですとか、あるいは湖沼におけるコイ養殖、あるいは養殖池におけるウナギとかマスの養殖などが行われておりまして、和食文化とも密接に関係をしているさまざまな水産物を供給しているということでございます。

次の2ページですが、特色がございまして、左の図に右側、いろいろな制度、規制の仕組みが書いてありますけれども、知事からの漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合等が漁業法によりまして水産動植物の放流とか、あるいは産卵場の造成などの増殖義務が課されています。また、右側に規則として知事の漁業調整規則とか、あるいは内水面漁場管理委員会の委員会指示とか、こういう各段階の規制措置がありまして、この中で遊漁規則というのがありますけれども、こういう知事の認可を受けた遊漁規則のもとで遊漁を制限するというようなことが行われていて、これによって内水面の資源の維持増大と漁業や遊漁における利用の調整が図られているという特色があります。

次、1ページめくっていただきまして3ページですが、こういったことから内水面漁業は水産物の供給の機能に加えまして、自然環境の保全ですとか自然体験活動の学習の場の提供等多様な多面的な機能を発揮して国民生活の形成を豊かにすることに貢献しているということでございます。

生産の動向ですが、4ページを見ていただきますと、左の図が生産量ですが、昭和53年の13万8,000トンピークに近年では3万3,000トンに減少、あるいは右の図が養殖の生産量ですが、こちらにつきましても63年の9万9,000トンピークに24年には3万4,000トンに減少といった状況でございます。

それから、次の5ページですが、このような生産量の減少の要因といたしましては、1つに河川等の内水面水産資源の生活環境の変化というのが挙げられていますけれども、このほか、オオクチバス等の特定外来生物とか、あるいはカワウ等の鳥獣の生息域の拡大と食害というのが指摘されています。

右下の図にカワウのコロニーの場所の変化がございまして、カワウの生息数の増加が非常に深刻というのが内水面の関係者からは強く言われているところでございます。

次の6ページが従事者の関係ですが、左のグラフのように内水面漁協の正組合員数は昭和58年の56万人をピークに平成20年には38万人に減少、それから右のグラフのように養殖業の従事者数ですが、これにつきましても減少しているという状況にあります。内水面水産資源の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的な機能の発揮に支障を来すということが懸念をされています。

最後の7ページですが、ウナギに関する状況ですが、内水面養殖生産量の5割を占めているウナギの養殖ですが、これは御承知のように養殖用の種苗となる

稚魚の漁獲量が左の図のように長期的に減少傾向にあります。ウナギの稚魚の池入れ価格が昨年非常に高かったというのは非常に報道もされたところですが、こういった中でウナギの資源の持続的な利用の確保を図るために、同じ資源を利用している周辺国である中国、台湾、韓国等との連携・協力を強化して、国際的な保存管理の枠組みをつくって、資源管理を推進するといったことが喫緊の課題になっています。

このような内水面漁業の状況を踏まえて、今般、内水面漁業の振興に関する法律というのがつくられたということでもあります。

法律の概要ですけれども、資料4-2の2ページに法律の概要というのがあります。ここで要点のみ御紹介をさせていただきます。

「目的」ですけれども、「内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与する」ということを目的としておりまして、「基本理念」というのが定められていて、「この振興施策は、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない」というふうにされています。

「国とか地方公共団体の責務等」のほかに四番が今回の「基本方針」ですけれども、基本方針として農林水産大臣が内水面の漁業の振興に関する基本方針を定めるということでして、その中身、具体的には5ページの「基本方針等」というところになりますけれども、下の黄色い枠のほうを見ていただくと、内容としては「内水面漁業の振興に関する基本的方向」「内水面水産資源の回復に関する基本的事項」、以下「内水面における漁場環境の再生」「内水面漁業の健全な発展」と最後「その他内水面漁業の振興に関する重要事項」について定めるというふうにされておりまして、「また」以下ですけれども、この基本方針は「水産基本計画との調和が保たれたものでなければならないことが規定されて、策定に当たっては、水産政策審議会の意見を聴くというふうになっています」。このため、水産基本計画の調査審議を所掌していますこの企画部会で審議していただくことが適切というふうに考えています。

もとに戻りまして2ページですけれども、そのほか、「五」のところですが、法律としては内水面の漁業の振興に関する施策として、以下のような1、2、3、4とありますけれども、こういった施策を国と地方公共団体が講じていく努力をするという努力の規定が設けられています。

また、「5」のところですが、「5」に「指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出」という新しい制度がつくられておりまして、これはウナギの資源の減少が危惧されているということを踏まえまして、これまで漁業法の管理が及ばなかった私有の——公的水面ではなくて自分の土地の中で池をつくって養殖するとか、そういう私有水面で行われる養殖業についての許可の制度とか届出の制度が新たに設けられたということです。

それから、次、「六」に「協議会」というふうにありますけれども、これにつきまして

も新しく設けられた仕組みでございまして、共同漁業権者の申出によりまして都道府県が協議会を設定して、この協議会には3つ目のポツですけれども、都道府県のほかに共同漁業権者、河川の管理者、学識経験者等が参加をして、漁業の振興に関する措置について協議を行うという新しい仕組みが設けられています。

これ13ページを開いていただきますと説明が若干ありますけれども、黄色い枠の真ん中あたり、これについては1つの内水面で漁業や増殖行為のほか、遊漁やラフティング等のレジャーの活動が行われているために、例えば盛漁期と河川工事との時期についての情報交換とか、あるいは遊漁とラフティングの間での水面利用のルール形成に向けた相互理解の増進等の必要性が生じているために、こういう仕組みが設けられたというものでございます。

そのほか附則として連携・協力体制の整備ですとか原子力事故被害の対策、あるいは水質汚濁防止法や浄化槽法等による内水面に排出される水に係る規制の在り方の検討等の規定が設けられているという、こういう法律になっております。

法律の詳細につきましては、この冊子を後ほどまたごらんいただければというふうに思っています。

こういう中で、内水面振興法の施策を基本方針に基づいて速やかに実施していくということでスケジュールですけれども、資料4-3をごらんいただきたいと思います。

本日、企画部会で法律の内容ですとかスケジュールについて今御紹介させていただきましたけれども、今日委員の皆様にご参集いただいている非常に貴重な機会ですので、この会議の後にこの基本方針の素案について現時点の考え方を懇談会として御説明して、御意見をいただきたいというふうに考えております。

これは、現時点においては水産審議会の議事規則上、本件が企画部会の所掌の事項になっていないことから形式的に懇談会という形でお諮りをさせていただければと思っているものです。

今後のスケジュールにつきましては、9月の上中旬にパブリックコメントを行いまして、9月の中旬の水産政策審議会の企画部会に、ここではきちんと企画部会の所掌の調査審議事項とした上で、この基本方針案をお諮りして御審議いただきたいというふうに考えております。9月の下旬の公表を目指したいということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいま内水面漁業・養殖業の状況、内水面漁業の振興に関する法律、内水面漁業の振興に関する基本方針の策定のスケジュールについて説明をいただきました。

実は、この部会で内水面について取り上げるということは、これまでそう多くございませんでしたので、今度審議事項となるということで、基本的なことから説明をしていただいたと。それから、その背景についても説明をしていただいたということでございます。

また、今日から新しい委員、特別委員の方に加わっていただいているというのも、この

ことに関連が深いというふうに私のほうでは受けとめております。

なぜ、この企画部会でやるのだということにつきましても、今課長のほうから説明いただきましたとおり、水産基本計画をこの部会で5年に1回審議をしておりますので、その関係で基本方針につきましても、この企画部会が所掌するということが今後なる予定であるということで本日この話が出てきているということです。

基本方針につきましては、次回9月16日の企画部会の審議を経て公表を行うということでございます。

また、本日この後に企画部会の懇談会を行いまして、現時点でのお考え方を説明していただけたということでもございました。ですから、基本方針そのものについては後でお話をいただけたということですが、今は法律とスケジュールについて何か御質問などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

安部委員、お願いします。

○安部特別委員 当社は養殖をやっているんですが、それは内水面ではなくて海水面なんですけれども、同じような条件だと思うんですけれども、さっきのいわゆる気候変動で台風、大雨等で甚大な被害を受ける可能性が非常に高くなっているわけです。

それで、私は振興のためには共済制度の充実が必要だと思います。当社はマグロをやっているんですけれども、マグロは一遍台風直撃受けますと数億円の被害を受けるわけです。それで、共済制度入るといったら保険料が非常に高いんです。で、100%カバーされない。

ということで、太平洋側と日本海側でやっているんですけれども、太平洋側は台風の直撃被害を受けやすいということと、南海、いわゆる震災で大津波で和歌山、高知とか20メートル以上の津波が来るとなれば非常に心配で、それで高いけれども共済に入ると。

日本海側は比較的そういう台風被害はないということで、これは比較的保険料率が安い民間の保険に入っています。ただ、民間の保険会社は——余り保険を受けたくないんですね。マグロの場合ですと、ひとたび台風が来て甚大な被害を受けますと数億円の被害を受けるわけなんですけれども、保険上限を1億円に設定されているわけです。

そういった形で内水面においても海水面においても共済制度の充実を、いわゆる振興するためには、どんどんある程度設備を投資したらいい形で振興されると思うんですけれども、もし万が一こういった災害で一遍にパーにならないように共済制度をぜひとも内水面の養殖及び海水面の養殖につきましても充実をさせていただきたいというお願いでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

濱田委員、お願いします。

○濱田特別委員 法律のことで私の頭の中で整理できなかったことをお聞きしたい。

水産基本法とは、これは並列的な関係なのか。それに追従した形で、それを基本とした中に立てた法律なのか。

あとは漁業法との関係でどういうふうになるのか。届出とか許可制度とかが入ったりしていますので。

私も法律のこと体系的に頭に整理されていないものですから、何か沿振法とかすぐ思い出して、内水面の振興法という、何かまた理念的な法律になっているのかということ。その割には政策のこともあるので、これ漁業法との関係で重なっちゃっている部分があるんじゃないかなと思ったのと、指定漁業——指定養殖というのは当然漁業法にないから、ここは別途ということなんでしょうけれども。

あと協議会というのは、これは内水面の調整委員会と全く違ったものになる、これは振興のための協議会ということなのか、ちょっとすみません、その辺の法律の関係の、他の法律との関係でどういうふうな——この内水面というのは別物扱いになっているのか。これまでの法律の基礎となって何かできているのかという。お話を聞いていて、その辺がぱっと整理できなかつたものですから。今私の言っていること自体が余り意味のない議論かもしれないけれども、その点お聞きしたいと思います。

○山下部会長 法律とか制度について、ほかに何か御質問はございませんでしょうか。これに関する。よろしゅうございますか。

木場委員。

○木場委員 法律制度に直接ということではないのですが、本日この資料をいただいて、申しわけないのですが、私は内水面という言葉自体余り知りませんでしたけれども、一番伺いたいのは、振興に関する法律というものをつくるに当たっての、どうしてこういう必要性があったかという部分の前提の説明をもう少しして頂きたいと思いました。資料を拝見して、例えば内水面漁業の生産量も養殖生産量も如実に、ここ30年ぐらいで4分の1になったり3分の1になったり、あるいは内水面漁業の正組合員数も従事者もかなり減ったりしていることが分かりました。このまま放っておくと、こういった漁業が維持できない、あるいは国民にこういった種類のお魚を届けることができないというぎりぎりの部分で、ここで国が何とかしなければという、そういう喫緊の状況があるということだと思のですが、そのあたりの動機の部分を少し詳しく解説していただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに関連の御質問は、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局のほうからお答えをお願いします。

○栽培養殖課長 まず、濱田委員のほうからございました水産基本法との関係ですけれども、水産基本法は内水面の漁業も含めた漁業全体の基本的な方向性を示しての指針になっておりますので、水産基本法のほうが大きい仕組みになっていて、その中で今回の内水面漁業振興法の基本方針につきましても、あくまで水産基本計画との調和を保たなければならないという前提でつくるということになってございますので、という関係になっており

ます。

それから、漁業法との規制の関係で、先ほどの指定養殖業の許可と届出養殖業の届出ですけれども、漁業法は適用の範囲が公有水面になっておりまして、この内水面漁業振興法の今回の許可、あるいは届出の対象になるのは公有水面以外の私有水面で行われる、自分の敷地の中で池をつくって行う養殖がこの新しい法律の規制の対象になるという、そういう整理になっております。

あと協議会ですけれども、協議会につきましては、若干御説明を省略してしまったので恐縮ですけれども、協議会のページが13ページにございますけれども、見ていただきますと、参照の範囲として、この協議会は河川管理者がいる場合は河川管理者を入れて、それから学識経験者その他という構成になっておりまして、想定されているのは、この黄色い枠の中にありますように、例えば河川工事と盛漁期とが重複してうまくない事情が起こるとか、あるいはラフティングと遊漁、あるいは漁業の場の利用が競合してうまくないので、うまくルールづくりをすとか、そういう漁業とそのほかとの河川利用との関係での調整というんですか、問題の解決を図っていこうという、そういう仕組みとしてつくられています。

ですので、漁業調整委員会とか、あるいは内水面漁場管理委員会の役割とは違った役割が与えられているということです。

それと背景ですけれども、この法律は議員立法といたしまして、政府側からの提案した法律ではなくて、国会の中で国会議員の発議により検討されて作成されたというものです。その過程においては、先ほど若干御説明したように、内水面では漁業者に増殖の義務が与えられていて、それでもって遊漁とかその他の利用との資源の利用の調整が図られているという違う事情があるので、どうしても——ここは明確に発言があったわけではありませんけれども、海面の漁業に比べて、そういう面で違うところがあるんだけれども、そこに焦点が当たることが少ないので、そういう認識をきちんとした上で内水面漁業として将来に向けて振興していくような法律が要るんじゃないかという趣旨でつくられたものです。

○山下部会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがでございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日予定しておりました議事は終了となりますが、委員の方々から何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 水産庁のほうにお願いを1点しておきたいと思っております。と申しますのは、大型イカ釣り漁船なんですが、かつては大型、100隻を超えるような大船団でニュージーランド、それからフォークランド、アルゼンチン沖、ペルー沖、さらにはメキシコ沖ということで、日本の漁業に多大な貢献をかなりしてきたんですが、現在大型イカ釣り漁船、もう1隻しかなくなると、こういう状況にあります。



現在、ニュージーランドとそれからロシア海域、この2つの海域で操業していますけれども、この大型イカ釣りが持っている漁労技術というものを何らかの形で傳承していきたいということと、まだ公海には外国の漁船がかなり操業しておりますので、この船を使って公海の資源調査なり、それから商業ベースの漁場開拓なり、こういうものにも使っただいて何とか残していただきたいというように要請をしておきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうから報告事項等ございましたら、お願いいたします。

○企画課長 今後の部会のスケジュールでございます。

先ほど栽培養殖課より説明のございましたとおり、第51回の企画部会を来月9月16日火曜日に開催しまして、内水面漁業の振興に関する基本方針の案について御審議いただきたいというふうに考えております。

また、水産白書に関しましては、本日皆様から頂戴いたしました御意見を踏まえまして、特集テーマの構成案等について検討資料をこちらで作りまして、11月中旬の第52回の企画部会のほうで委員の皆様にご審議をいただきたいというふうに考えております。具体的な日時は、また追って調整させていただきたいと存じます。

それから、再来月、10月に当企画部会の委員の方々の現地調査というものを実施したいと考えております。調査地につきましては千葉県にいたしたいと考えております。後日、改めて各委員の御意向を伺った上で日程等の調整をさせていただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

○山下部会長 現地調査は千葉県ということで、大変楽しみでございます。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。また、引き続き懇談会もございますので、よろしくお願ひいたします。